オンラインドイツ研究留学説明会開催のご案内

日本フンボルト協会では、若手研究者や大学院生を対象としたドイツ研究留学説明会をオンラインで開催いたします。関心のある方は是非ご参加ください。

フンボルト奨学金は、ドイツ政府が資金を拠出する公的な財団であるフンボルト財団が支給する奨学金で、博士の学位取得者を対象とし、博士研究員としてのドイツ研究留学を支援します。通常の奨学金とは異なり、奨学生がドイツの文化や社会に親しみ、生涯にわたってドイツと学術交流を行うことを目的とする歴史と定評のある奨学金制度です。このような目的に沿った、ドイツ語研修や、ドイツの社会や文化を知ることができる種々のプログラム、終了後のフォローアッププログラムなどが用意されています。

新型コロナウイルス感染症流行下でも、選考や受け入れは通常通り行われています。

本説明会では、フンボルト奨学金の解説などの全体説明会と、現在ドイツ留学中の奨学生および ドイツ留学から帰国した留学経験者と専門別、少人数で交流する専門別分科会を行います。事前 登録者にはあらかじめ留学経験者の留学先研究機関と専門分野をお知らせします。

日時: 2022年1月8日(土) 15:15-18:30

全体説明会 15:15-15:50

フンボルト奨学金および日本フンボルト協会による留学支援につい ての説明

専門別分科会 16:00-18:30

人文科学、社会科学、理工学、生命科学、医学の5つ分科会に分かれ、 現在留学中の奨学生や留学経験者と交流、情報交換を行います。

参加費:無料

対象:ドイツで博士研究員として研究に携わることに関心がある若手研究者および大学院生。大学生または大学院生として留学することを考えられている場合は対象となりません。

開催方法:Zoom ミーティング

事前登録者にミーティング ID とパスコードをお知らせします

事前登録の方法:以下のグーグルフォームから回答してください。

 $https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc3d9dVjwc6pbQl6BUyNZ91lNncwC2h6C5BdlF\\ Qm7AsxZyNTA/viewform$

事前登録期間:2021年11月10日-2021年12月28日

Expand your Horizon -Research in Germany.

ドイツでの研究留学をめざす

大学院生・若手研究者のための

オンライン

ドイツ研究留学説明会

フンボルト奨学金は通常の奨学金とは異なり、奨学生がドイツ の文化や社会に親しみ、生涯にわたってドイツと学術交流を行う ことを目的とする歴史と定評のある奨学金制度です。その解説 と、留学経験者との専門別少人数での情報交換を行います。

2022年1月8日(土) 15:15-18:30

全体説明会 15:15-15:55

専門別分科会 16:00-18:30

開催方法:Zoomミーティング

参加無料

事前登録が必要です



説明会の詳細と事前登録は日本フンボルト協会ホームページ(http://avh-jp.com)をご覧ください。

主催:日本フンボルト協会

後援:アレクサンダー・フォン・フンボルト財団

2021 年度ドイツ研究留学説明会 分科会ご担当者リスト (2022.01.08)

	司会	ご所属	ご専門	若手フンボルティアー ナ			
理工系	居城邦治	北海道大学電子科学研究所	分子科学	藤森 詩織	2020 München	TU-München	無機分子化学
	田中 功	京都大学大学院工学研究科	材料工学	森川 大輔	2017 Berlin	東北大学多元物質科学研究所	固体物理
	石田秀治	岐阜大学応用生物科学部	生理活性物質学	小嶋大造	2021 Berlin	東京大学農学生命科学研究科 /在ドイツ	農政学
生命科学系	原田英美子	滋賀県立大学環境科学部	植物科学•環境科学	山下泰信	2017 Bielefeld	大阪大学産業科学研究所	天然物化学
				高垣堅太郎	2009 Magdeburg	徳島大学バイオイノベーション研究所	脳神経生理学
	村上丈伸	鳥取大学医学部	神経内科学	藤井渉	2016 Bonn	京都府立医科大学	免疫内科学
	鍔田武志	東京医科歯科大学	免疫学	山原 康佑	2017 Freiburg	滋賀医科大学	腎臓内科学
医学系				宮内 英孝	2021 Berlin	Max Delbruck Zentrum	
				常世田 好司	2005 Berlin	鳥取大学医学部	免疫学
				神田 真聡	2018 Berlin	札幌医科大学	免疫・リウマチ内科 学
人文科学系	香田芳樹	慶應義塾大学	文学	宮下博幸	2019 Mainz	関西学院大学	言語学
人又科字系	三木順子	京都工繊大学	美学	藤井淳	2018 Heidelberg	駒沢大学	仏教学
社会科学系	松宮孝明	立命館大学	法学	横田明美		千葉大学	法学
	近藤孝弘	早稲田大学	教育学	長野史寛	2018 Münster	京都大学	法学
全体説明会 申請相談	高山 佳奈子	京都大学	法学				

日本フンボルト協会主催 法学シンポジウム「コロナと人権」 ~~日時:2021年11月28日(日)14:00-17:00(予定)~~

- ・伊藤理事長あいさつ
- ・高山会員趣旨説明
- ・毛利透 会員(京都大学教授) 「新型コロナウイルス感染症への日本の対応の特徴:緩い法的規制がはらむ問題性」
- ・高田倫子 会員(大阪市立大学准教授) 「新型コロナ感染症対策における行政上の公表とその課題」

===質疑応答=== ===休憩===

・内田博文 氏(九州大学名誉教授)「医事法と患者・医療従事者の権利」

===質疑応答=== ===全体総括、次回案内===

司会:髙山佳奈子 会員(京都大学教授)

日独公法学セミナー『新型コロナ対策の日独墺比較』

日時:2021 年 10 月 23 日 (土) 14:30~18:00

会場:Zoom ミーティング

主宰:京都大学大学院法学研究科附属法政策共同研究センター(環境と法ユニット

後援:ドイツ・フンボルト財団、日本フンボルト協会

(概要)

日独公法学セミナーを京都大学大学院法学研究科附属法政策共同研究センター・環境と法ユニットが主催し、ドイツ語圏における新型コロナ対策の状況やその法理論的課題について、高橋大作・在オーストリア日本大使館一等書記官、横田明美・千葉大学大学院社会科学研究院准教授、山田哲史・岡山大学学術研究院社会文化科学学域・法学部准教授の各氏による報告および、それら報告をもとにした議論が行われた。法学系のみならず、文系・理系の幅広い分野の研究者・実務家等約 60 名が参加した。日独公法学セミナーは、ドイツ・フンボルト財団及び日本フンボルト協会の支援を受けて、日本の公法学(憲法学・行政法学)の若手研究者を主たる対象に研究交流を行うプログラムである。

~~~各報告の要旨について~~~

「法的観点から見たオーストリアの新型コロナ対策」

報告者:高橋大作氏(在オーストリア日本大使館一等書記官)

- ・オーストリアにおける、新型コロナ発生時の法的対策として、それ以前からあった 1950 年感染症法を根拠とする保健省令および、新規に立法された特別措置法が紹介され、それらを根拠とする集会規制や営業規制についての説明が行われた。
- ・憲法裁判所判決において、保健省令のうち外出規制を定める規定が法律による委任の範囲を超えるため違法であると判示されたこと、および、その判決をうけて措置法が改正され、法律による委任の範囲が精緻化されたことが紹介された。
- ・日本法と対比したオーストリア法の特色として、法制度を徐々にブラッシュアップしていく点、すなわち、緊急時には速やかに対策を打ち、裁判による事後的コントロールを行うというあり方が示された。

「ドイツにおける **COVID-19** (新型コロナウイルス感染症) への立法対応」報告者:横田明美准教授(千葉大学大学院社会科学研究院)

- ・ドイツにおける立法対応の特徴として、頻繁かつ横断的な法改正や時限立法、「延長法」による改正が挙げられた。また、規制の実態として、感染症予防法の体系、改正の沿革および、同法 28a 条第 1 項が定める規制の「カタログ」が紹介された。
- ・同法 32 条に基づき、感染防止措置は州へ委任できるとされており、州政令が規制の内容を決定していることが説明された。

「COVID-19 パンデミック下での議会の役割」

報告者:山田哲史准教授(岡山大学学術研究院社会文化科学学域·法学部(Humboldtianer))

- ・日本における新型コロナ対策の立法対応として、特措法 31 条の 2 が定める「まん延等防止重点措置」の導入により、命令の公表の根拠が明確化されたことが述べられた。その一方で、行政処分たる命令を受ける者への意見聴取等の事前手続がない、協力要請等の要件や内容が不明確であるといった難点が挙げられた。
- ・日本では、迅速で実効的な救済の仕組みがないため規制が緩やかにならざるを得ないこと、また、救済の 仕組みがないならば、法律により強い規制を行っても問題が大きくなるだけであることが指摘された。

・ドイツでは、規制については政令への委任が粗く行われたが、補償については積極的に行われた旨が紹介された。また、法律は、一元化した立法のやり直しや、行政へ委任した結果のチェックなど、枠付としての役割を果たすようになるのではないかとの考察が示された。

(ディスカッションについて)

報告をうけて、質疑応答とコメントが行われた。出された質疑は、主に以下のとおりである。

- ・行政機関が制定する命令について議会の同意が必要とされていることおよび、学術機関が示す基準が行政 権限の発動要件に組み込まれていることについて、議論はあるか。連邦と州との首脳会議につい て、憲法 または法令上の根拠はあるか。
- ・連邦と州との競合領域である問題について、連邦法で州保健省に執行を委任する一方で、連邦・州首脳会議を行っているという状況であるが、政治的問題と法的問題がどう関係しているのか。
- ・ワクチンの接種義務を、統合や連帯といった国家論の中で検討する余地はあるか。
- ・オーストリアにおける国民議会の本委員会の位置付けはどのようなものか。
- ・法律で枠を決定し、行政が執行し、事後的に統制を行うというあり方の中で、議会の役割をどう位置付けるか。日本の特措法 24 条 9 項との比較で、本質性理論の意義や効果はどのようなものか。
- ・ワクチン接種義務の導入の動きはあるか。接種義務を課すことに憲法上の問題はあるか。
- ・ロックダウンは比例原則違反ではないか。許される外出規制があるのではないか。

(以上)

京都大学教授原田大樹(Humboldtianer)

Corona-Serie der HGJ Nr. 5 「日本の感染症対応は正しかったのか - 医学と医学行政の観点から - |

日時: 2022年1月29日土曜日14:00-16:30

形式: Zoom 講演会

構想:イギリス政府による自国政策に関する分析報告書を手掛かりに、2020 年 2 月以降講演会時点までの日本政府の感染症対応を振り返り、医学と医学行政の観点から、専門知識を感染症対応に結び付ける上で、日本政府の在り方のどこに問題点があったのか、ご講演頂き、本会員と意見交換を行う。

プログラム

1. 問題提起

西 川 伸 一 副理事長

「UK Vaccine Taskforce 2020 Achievements and Future Strategy の概説」

2. 講演 I

児 玉 龍 彦 東京大学名誉教授

「科学と政府のコミュニケーションの問題についての総括」

3. 講演Ⅱ

末 松 誠 慶應義塾大学教授 日本医療研究開発機構元理事長 「研究支援についての総括」

司会 縣 公一郎

(2022年3月中旬を目途に、Covid-19後の Globalismus と Nationalismus の関係、そして国内社会の在り方に関し、社会科学的観点からの討論を企画。)

三木順子先生作成、岡林常務理事が推薦 2021.11.26

- 1、 日本フンボルト協会講演(人文学系)案
- 1-1参加メンバー(予定3名)

代表:三木順子(会員:常務理事(京都工藝繊維大学))美学

岡田暁生(非会員:京都大学人文科学研究所 教授)音楽学(参加決定)

貫成人(会員:専修大学文学部教授・哲学)*

*近日中に三木さんが講演参加依頼する予定の「フンボルティアーナで、東京大学大学院卒、現象学の貫成人さんは、ピナ・バウシュの紹介者でもあります。哲学系ですからいろいろ広くお話してくれそうな気がする」(三木)

1-2 全体のテーマ:

(貫成人さんの参加を前提して)

「文化の危機 一大戦・東西・現在」(仮)

1-3開催時期:

「日程は、2人目のゲストの貫成人さんが確定できてから、3~4つの候補をこちらですり合わせてお伝えするのがスムーズかと存じます。3月はじめは、関西支部の総会がある。一方、3月後半はそれぞれに卒業シーズン、行事や学会などで土日がつまりがち、4月で調整できないか、以上を、日本フンボルト協会にお伝えください。貫さんに声掛けし、日程案を3~4つだす。全体テーマは、ひとまず上記のとおり、公表いただいて大丈夫かと存じます。」(三木)

2、推薦理由(岡林)

三木理事は2017年2月の日本フンボルト協会 関西支部総会(於 京都工藝繊維大学)のシンポジウム企画でドイツのバウハウス芸術運動をテーマにして実施した実績があります。その際、同時にドイツ最現代の舞台芸術運動の日本人パフォーマー(DAAD経験者)の参加を得て日独の文化学術交流に力を尽くしている。

今回は、三木は過去から現代までの時代の「危機」を切り口としている。まず音楽における危機の乗り越えと再生を、岡田**のドイツ音楽学の華麗なディスクールから紡ぎだそうとする三木の意図が感じられる。今回、このシンポへ参加する新たなジャンルとして哲学、現象学が想定されている。だがその哲学はこのシンポへの合流が可能な身体論であり、さらにドイツのビナ・バウシュが、学際的媒介項をして選ばれる。この意図を実現するために今回参加者としているのが、貫成人***さんで、彼は東京大学の大学院で哲学を学び、フンボルティアーナでもある。そしてなんと言っても日本へのビナ・バウシュの紹介者でもある。三木の造形芸術への美学的分析力とそれに学術的総合プロデュス能力が加わり、岡田からの音楽から学術的文学的ディスクールが縦横無尽に繰り出され、貫さん(予定)からの現象学的身体論が知と芸術を結びつける。「危機」が我々の過去において難なく乗り越えられたように、秘策が語られるというより華麗なメロディーがフンボルトから奏でられることを確信している。

最後に参加者の三木と(参加予定の)貫成人の二名がフンボルト会員であり、所属する大学機関が東西を横断(京都二名と東京一名)する企画でもある。

2021.12.08
Sehr geehrter, lieber Herr Itoh,
liebe Frau Takayama,
sehr geehrte Vorstandsvertreter der Humboldt-Gesellschaft Japan,
liebe Frau Seki.

nach etwas längerer Zeit möchte ich mich heute wieder bei Ihnen melden. Ich hoffe, es geht Ihnen allen gut. In Deutschland haben wir bereits zwei Adventswochenenden erlebt. In manchen Städten gibt es aufgrund der Pandemielage auch in diesem Jahr keinen Weihnachtsmarkt, in vielen Städten jedoch sind die Weihnachtsmärkte unter strengen Zugangsbedingungen für geimpfte und für genesene Menschen geöffnet.

In der Stiftung haben wir inzwischen sehr konkret die Planungen für das Humboldt-Kolloquium Japan wiederaufgenommen. Wir planen die Veranstaltung unter bereits früher vereinbarten Titel

"Top Global Research" und das Humboldt-Netzwerk: Neue Wegmarken der deutsch-japanischen Forschungskooperation"

Durchzuführen.

Im Zuge der Vorbereitungen auf die Veranstaltung müssen wir uns nun verbindlich mit den Reiserestriktionen auseinandersetzen, die die Pandemie mit sich gebracht hat. Japan erlaubte über viele Monate keine Einreise ins Land für Drittstaatsangehörige. Im Sommer gab es einige wenige Erleichterungen für Forscherinnen und Forscher aus Deutschland, wenn sie einreisen wollten. Seit Bekanntwerden der Omikron-Variante wiederum ist es auch Wissenschaftlern nicht möglich einzureisen. Ohne absehbare Planungssicherheit hinsichtlich der Anreise einer Delegation aus Deutschland zum Humboldt-Kolloquium Japan darf die Stiftung aus formalen Gründen keine weiteren Vorbereitungen für eine Präsenz-Veranstaltung in Tokio treffen. Eine Veranstaltung in Japan durchzuführen, ohne selbst vor Ort zu sein, ist uns jedoch leider nicht möglich.

Ebenso wie Sie schätzen wir Verbindlichkeit und langfristige Planbarkeit als hohe Werte in unserer Zusammenarbeit. Deshalb hat unser Präsident Pape entschieden, dass das Humboldt-Kolloquium Japan als digitale Veranstaltung im November 2022 durchgeführt werden soll. Dieses Durchführungsformat sehen wir als Chance, einen größtmöglichen Kreis an Teilnehmenden von Humboldtianer*innen aus Japan und Alumni in Deutschland mit Japan-Bezug einzuladen.

Sicherlich haben wir noch im Spätherbst dieses Jahres gehofft, ein Kolloquium im dritten Quartal 2022 bereits fest als Präsenzveranstaltung planen zu können. Wir bedauern sehr, dass wir davon ausgehen müssen, ein Humboldt-Kolloquium in Tokio in Präsenz <u>nicht</u> umsetzen zu können. Umso mehr begreifen wir das digitale Kolloquium Japan als Chance auf Souveränität in der Veranstaltungsplanung unter Maßgabe der Stiftungsagenda zur Digitalisierung ihrer Kommunikations- und Netzwerkangebote für das Alumni-Netzwerk in der Welt. So sehr wir es bedauern, dass wir Sie alle und das japanische Humboldt-Netzwerk im nächsten Jahr nicht persönlich treffen können, so froh sind wir darüber, dass uns die Möglichkeiten zur Verfügung stehen, um auf ein hochklassiges, digitales Format durchzuführen. Wir freuen uns sehr darauf, im nächsten Jahr mit zahlreichen japanischen Humboldtianer*innen im digitalen Raum die Möglichkeiten für Begegnung und Austausch zu schaffen und hierbei auch den japanischen wissenschaftlichen Nachwuchs über die Attraktivität eines Forschungsaufenthalts in Deutschlands zu informieren.

Wir hoffen, Sie weiterhin als Partner und Ansprechpartner in die Veranstaltungsplanung und – durchführung mit einbeziehen zu dürfen. Ihr Engagement für den wissenschaftlichen Nachwuchs in Japan ist von großer Bedeutung, und wir würden hier gerne von Ihren Empfehlungen profitieren, um die "early career researchers" für die Veranstaltung zu gewinnen. Gerne laden wir bei Interesse zu

einem persönlichen Gespräch auf digitalem Weg ein und erläutern Ihnen unsere nächsten Planungsschritte.

Mit freundlichen Grüßen Ihre Judith Schildt (i.A.)

Dr. Judith Schildt (Ms.)

Alexander von Humboldt-Stiftung

Programme Director

Sponsorship and Network Department

Referat Asien/ Division Asia

Jean-Paul-Str. 12 53173 Bonn

Tel.: +49 228 833-140 Fax: +49 228 833-175 www.humboldt-foundation.de

日独共同研究奨学金研究実施報告書(2020年度)

2021年 11 月 7 日

日本フンボルト協会理事長

伊藤 眞 殿

申請者氏名 金 尚均 (署名又は捺印)

助成対象者氏名 Markus Wagner (署名)

研究標題: 戦後処理と過去の克服のための刑法の機能とその限界

研究実施報告(助成金の使途等も含めて、日本語で具体的に記述してください。)

第1回研究会

日時:2020年12月4日、15時より

場所:オンライン

報告者:

マークス・ヴァークナー「ドイツ国家社会主義地下組織による外国人連続殺人事件の背景・影響、加害者処罰 |

マーティン・ザイファート「集会法と陰謀論|

金 尚均「人間の尊厳の保障とその攻撃としてのヘイトスピーチ」

第2回研究会

日時:2021年9月4日、15時より

場所:オンライン

テーマ:「ドイツにおけるヘイトスピーチ及びヘイトクライム規制」

報告者:マークス・ヴァークナー

マークス・ヴァークナーを共同研究者として「戦後処理と過去の克服のための刑法の機能とその限界」をテーマとして共同研究を行うことを計画した。

当初はヴァークナーを龍谷大学に迎えて共同セミナーを実施する予定であったが、コロナ感染状況の中、来日することがいまだ困難な状況にあり、それを実現することは未だできていない。そのためオンラインで2回の研究会を開催するにとどまった。そのため第4回(ドイツにおけるヘイトスピーチに対する刑事規制から見たドイツの過去の克服とナチス思想の再来の予防)及び

第5回(ドイツ国家社会主義地下組織による外国人連続殺人事件の背景・影響、加害者処罰そしてドイツ刑法の量刑規定の改正によるヘイトクライムへの対応)として計画していた、近年の排外主義と極右の暴力への対処のための法規制にテーマを絞った。

助成金については、講演費として、研究会毎にヴァークナー氏に海外送金をした(6万円、合計12万円)。

第1回研究会

2010年から2020年にわたり、NSU(ドイツ国家社会主義地下組織)により人種差別的動機に基づく10人の殺人が行われた。2018年7月11日、ミュンヘン上級裁判所は、主犯の一人に終身刑を科した。終身刑は、最低15年の刑を意味する。責任が特に重大な場合には15年経過の釈放は排除される。この連続殺人が捜査機関によって解明されなかった背景には、制度的人種差別主義がある。これは、諸機関が、異なる人種として特徴づけられた人々に対して体系的な不利益が生じるような制度・取り決めを受容していることを意味する。しかし、官庁で働いている全ての公務員が人種差別主義的であることを意味しない。けれども既存の人種差別主義は、しばしば慣習的な実務、諸規定、規則に埋め込まれている。これらが差別を生み出す。制度的人種差別主義は諸機関の集合的機能不全であり、人々を肌の色、文化又は民族的出自に応じて適切にかつ専門的に扱っていないことが問題である。

極右主義者たちは単なる酔っぱらいではなく、国家と社会に対する驚異である。この危険性に即して対処されなければならない。もう一つの教訓は、レイシズムとの戦いが十分に行われていない。しばしば、ナチスだけがレイシストだと思いこんでいる。確かにナチス主義者はレイシストである。多くの人種差別的な思想-行動模範が私の社会の中心に現れている。

·第2回研究会

ドイツや日本において排外主義的潮流が高まっており、そこでの言動の正当化根拠、つまり排外的言動の正当化のために一度は政府が反省した過去の歴史的事実の否定・相対化やマイノリティ集団に対するデマなど、いわゆる煽情的な表現のフェイクニュースがインターネット上で散見される。へイトスピーチとフェイクニュースは、現代の情報化時代においてますます大きな問題となっている。双方は相互に関連し、特定の集団に広がるうそによって、ヘイトスピーチ、最終的には暴力行為につながる可能性のある偏見が生じる。虚偽と憎悪を掻き立てるスローガンを伴う絶え間ない教え込みが、それに影響を受けた人々に実際の暴力行為を引き起こす可能性があるという事実は、たとえば、ニュージーランドのクライストチャーチの暗殺者、米国議会議事堂の襲撃、最近ではドイツのカッセル地区の元市長・ヴァルター・リュブケ殺害で明らかになっており、またハレとハナウでの攻撃など、これらすべての場合において加害者は極右フォーラムで彼らの「フィルターバブル」の中にいたのである。そこでは彼らの偏見が形成され、彼らの憎しみが増していった。このような背景から、ドイツの立法府は、2021年、ヘイトスピーチ並びヘイトクライムとの闘いに資するために法律の改正並び新たな立法を制定した。

ドイツでは排外的活動や言動に対抗するための立法として民衆扇動罪があるが、この度の一連の新 しい規制はこれに対処するために設けられた。

また、ネット上のヘイトスピーチについて、大手プラットフォームを規制対象とする SNS 法執行法がある。本法律の主な目的は、当初、違法な情報の削除とそのためのプラットフォーム事業者の制度作りにある。インターネット上でヘイトスピーチの加害者を訴追することは、手続上の問題のために困難であり、このためドイツの立法者は並行して別のアプローチを試みてきた。SNS 法執行法により、インターネット上でのヘイトスピーチ(およびその他の刑事犯罪)に対する措置について、その任務が、国家から Facebook などの大規模なインターネットプラットフォームの運営者に移行するに至っている。

一方、EU 委員会は、ドイツの SNS 法執行法と非常によく似た構造をヨーロッパ全体に確立することを目的とした「デジタルサービス法」の草案を提示した。この規制が採用されるのか、それがドイツの SNS 法執行法に完全に取って代わるのかについても検討していく必要がある。

日独共同研究奨学金研究実施報告書(2020年度)

2021年11月11日

日本フンボルト協会理事長 伊藤 眞 殿

申請養和	大杉丁	(署名又は捺印)
助成対象者氏名。		(署名)

	研究標題: <u></u>	情報通信技術の発展と行政法学の変容
--	---------------	-------------------

研究実施報告(助成金の使途等も含めて、日本語で具体的に記述してください。)

2020年11月20日に、オンライン(ZOOM)で、第1回日独公法学セミナーを開催した。このセミナーは、日独共同研究奨学金及びHumboldt Alumni Award(フンボルト財団)の助成を用いて、日独の若手・中堅の憲法・行政法研究者の交流事業として企画・実施したものであり、日独から合計20名程度が参加した。

日本側からは、川端倖司(京都大学大学院法学研究科院生)・田代滉貴(岡山大学法学部講師)・宇多鼓次朗(大阪大学大学院法学研究科院生)・宮村教平(仏教大学教育学部講師)の4名が、各自の研究テーマについて、ドイツ語でプレゼンテーションを行い、関連する質問をドイツ側に提示した。これに対してドイツ側からは、助成対象者である Timo Rademacher 教授(ハノーファー大学)と、フンボルト財団のプロジェクトのパートナーである Hans Christian Röhl 教授(コンスタンツ大学)が、プレゼンテーションへのコメントと質問への応答を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響により、当初予定していた助成対象者の来日と対面による研究会・講演会の実施が不可能となり、助成金の執行には至らなかった。コロナ禍の終息後、日独間の往来が自由になった後に、改めて助成対象者との日程調整を行い、当初計画の通りの研究交流事業を実施する予定である。

日独共同研究奨学金基金及び協会財政安定化基金の経過 (2021 年 12 月 18 日現在)

《日独共同奨学金基金 口座》			
収 入		支 出	
会員からの寄付 (9月30日まで)	5,540,000 円	2019 年度 2 件分奨学金支給	1,000,000 円
会員からの寄付(10月以降)	145,000 円	印刷、事務用品(2019年度)	10,815 円
外部の個人・企業からの寄付	4,840,000 円	送金手数料	29,908 円
利息	113 円	2020 年度 2 件分奨学金支給	1,000,000 円
利息 (2021.02.22)	39 円	印刷、事務用品(2020年度)	9,946 円
利息 (2021.08.23) 36円 送金		送金手数料	880 円
		2021 年度 2 件分奨学金支給	1,000,000 円
		送金手数料	550 円
		残 高	7,473,089 円
合 計	10,525,188 円	合 計	10,525,188 円

《財政安定化基金 口座》

収入	
会員からの寄付 (9月30日まで)	2,000,000 円
会員からの寄付(10月以降)	29,000 円
利 息	15 円
利息	18 円
合 計	2,029,033 円

(備考)

- 1. 寄付金振込手数料は、当初、日本フンボルト協会会計(予備費)から補填した。 寄付期間終了後に、奨学金基金から振込手数料を支出し、日本フンボルト協会(予備費)に返金した。
- 2.10月1日以降(募金締切以降) 会員から振り込まれた174,000円は、奨学金基金と財政安定化基金に、

5:1の割合で、それぞれ 145,000 円と 29,000 円を振り分けた。(2020 年 4 月 4 日の常務理事会で承認)

日本フンボルト協会 2021年度予算・2021年度経過 (2021.12.18現在)

	(収入の部)				
	項目	2021 年度予算	2021 年経過		
1	年会費	2,400,000	2,456,000	2020 年度 6 口、2021 年度 601 口、2022 年度 7 口)	
2	利息	10	7	普通預金利子	
3	寄付	0	0		
4	フンボルト財団支援 金	0	0		
5	総会懇親会参加費	0	0		
6	収入小計	2,400,010	2,456,007		
7	前年度繰越金	1,655,601	1,655,601		
8	収入計	4,055,611	4,111,608		
	(支出の部)				
	項目	2021 年度予算	2021 年度経 過		
9	総会・説明会等開催 費	100,000	40,000	Zoom 講演会における謝礼(佐野先生、内田先生)	
10	支部運営助成費	500,000	400,000	関東甲信越支部、関西支部	
11	会合費	20,000	5,960		
12	通信費	200,000	270,474	会費請求・ニューズレターの送付等、会員への発送, 電話使用料(友の会と折半)	
13	印刷・複写費	120,000	113,857	会報印刷など	
14	事務所施設利用費	50,000	3,355	(以下 DAAD 友の会と折半) 現在は電気代のみ、これから事務所清掃代、 ごみ処理代	
15	事務用品費	50,000	83,468		
16	事務局人件費	1,400,000	923,926	事務局員への謝金、 発送の手伝い要員の費用、交通費	
17	振込手数料等	2,000	4,770	銀行振込手数料	
18	予備費	100,000	0		
19	支出小計	2,542,000	1,845,810		
20	次年度繰越	1,513,611	2,265,798		
21	支出計	4,055,611	4,111,608		

(備考)

② 2011 年度アルムニ賞賞金 25,000 ユーロ = 2,764,326 円(利子を含む)は、ホームページと留学支援サイトの構築のためにあてられた。現在、残額が 232,687 円である。フンボルト財団の了承を得て、残額は、「ホームページ管理特別基金」の下におき、ホームページの維持管理のために使用する。

③会費納入会員数の推移 (2015) 797 / (2016) 698 / (2017) 635 / (2018) 632 / (2019) 615 / (2020) 556 / (2021) 601 / (2022) 7

① 日本フンボルト協会寄附口座 預金額 770,800円

≪2022 年度フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト賞の候補者募集≫

アレクサンダー・フォン・フンボルト財団および駐日ドイツ連邦共和国大使館は次のとおり 2022 年度のフィリップ・フランツ・フォン・シーボルト賞候補者を募集しています。

本賞は2022年度もこれまで同様、日本とドイツ連邦共和国における文化および社会のよりよい相互理解に特別に貢献し、学問上すぐれた業績をあげている日本の研究者に授与されます。なお、本賞は例年アレクサンダー・フォン・フンボルト財団年次大会の際にドイツ連邦共和国大統領より授与されますが、2021年はコロナウイルスの影響により、2020年に引き続き東京のドイツ大使館で式典が行われました。

昨年の受賞者は今野元教授(愛知県立大学、政治学・歴史学)(日本フンボルト協会会員、DAAD 友の会会員)でした。

2022 年度募集要項:

- 1) 待遇:賞金は5万ユーロ。受賞者はドイツ連邦共和国における1年間の研究滞在に招待される。滞在は数回に分けて行うこともできる。その際の往復旅費は1回のみ賞金とは別途に支給される。
- 2) 対象:学問上すぐれた業績をあげている日本の研究者。年齢は50歳未満であることが望ましく、できるだけ十分なドイツ語知識のある者とする。推薦の時点において5年以上前から生活と仕事の主な拠点を日本においていること、かつ、受賞時にドイツにおいて無期雇用契約を結んでいないことが条件となる。
- 3) 推薦方法:候補者を推薦できるのは、日本の各大学長のほかに、国立の研究機関(国立研究開発法人)の 理事長、これまでのシーボルト賞受賞者、日本の各ゲーテ・インスティトゥートの所長、ドイツ日本 研究所所長ならびに東京のドイツ連邦共和国大使と大阪の総領事。元フンボルト研究奨学生および研 究賞受賞者は日本の大学の学長ないし研究機関の長を通じて推薦することができる。自薦は認められ ない。
- 4) 期限: 書類はシーボルト賞事務局の任務を受け持つドイツ学術交流会東京事務所宛に **2022 年 1 月 17 日** (必着)までに郵送で提出のこと。

提出先住所:〒107-0052 東京都港区赤坂 7-5-56 ドイツ文化会館内 ドイツ学術交流会東京事務所 TEL (03) 3582-5962 FAX (03) 3582-5554 E-Mail: daad-tokyo@daadjp.com

- 5) 提出書類:推薦にあたっては、ドイツ語(または英語)および日本語にて次の書類を提出のこと。 (書式は全て自由)上記推薦権を持つ方からの推薦状
 - 履歴書
 - 出版物を網羅したリスト
 - 研究業績ならびに日独の文化・社会への相互理解促進に対する貢献事項
 - 第三者の評価意見書